

保護者各位

鯖江市健康福祉部子育て支援課長

令和6年度学童保育の実施について（案内）

学童保育を希望する方は、下記の内容をご了承のうえ、**希望する実施会場に必要書類を取りに行き、期日厳守でご提出ください。**

記

1 対象児童 市内在住で、放課後に家で子どもだけとなる家庭の小学校1年生から6年生

2 利用期間 令和6年4月8日～令和7年3月24日
 ※日曜、祝日、祝日の振替休日、春・夏・冬休み時は除きます。
※春・夏・冬休みの学童保育の募集は別途行います（春休みは2月に案内予定）

3 実施会場・時間等

【平日】

校区	実施会場	所在地	連絡先	開所時間	定員
惜陰	舟津児童センター	舟津町4丁目8-16	51-3329	13～18時	30人
惜陰・進徳	柳町児童センター	柳町2丁目1-8	52-9302	13～18時	30人
進徳	小黒町児童センター	小黒町1丁目1-18	52-4529	13～18時	20人
	本町児童センター	本町4丁目6-16	52-8903	13～18時	20人
鯖江東	新横江児童センター	定次町108	51-1450	13～18時	45人
	鯖江東児童クラブ	新横江2丁目6-37 (鯖江東小学校内)	未定	14～18時	20人
鳥羽	鳥羽中児童センター	神明町4丁目7-55	52-5920	13～18時	20人
神明	神中児童センター	神中町3丁目5-31	52-8909	13～18時	20人
	水落児童館	水落町1丁目8-22	52-3561	13～18時	20人
	神明児童クラブ	水落町4丁目13-23 (神明小学校内)	51-1710	14～18時	70人
中河	曲木児童センター	中野町54-30-1	52-5940	13～18時	30人
	中河児童クラブ	中野町73-16 (中河小学校内)	090-2550 -5121	14～18時	20人
	上河端児童クラブ	上河端町40-28 (上河端町集落センター内)	52-5550	14～18時	25人
片上	片上児童クラブ	大野町6-8-1 (片上公民館内)	090-2550 -5131	14～18時	30人
立待	石田児童センター	石田下町17-11	52-5150	13～18時	30人
吉川	平井児童センター	平井町27-9-5	62-0716	13～18時	35人
	吉川児童クラブ	大倉町22-1 (吉川小学校内)	62-3170	14～18時	30人
豊	豊児童クラブ	下野田町39-29 (豊小学校内)	62-2111	14～18時	75人
北中山	北中山児童クラブ	磯部町25-11 (北中山小学校内)	65-1027	14～18時	25人
河和田	河和田児童クラブ	西袋町67-8 (河和田小学校内)	65-0330	14～18時	30人

【土曜日】利用希望の状況により実施会場を変更する場合があります。

実施会場	対象者	開所時間
新横江児童センター	舟津、柳町、小黒町、本町、新横江、鳥羽中、神中、曲木、石田、平井児童センターの利用者	8～18時
鯖江東児童クラブ	鯖江東児童クラブ利用者	
神明児童クラブ	神明児童クラブ利用者	
中河児童クラブ	中河児童クラブ利用者	
上河端児童クラブ	上河端児童クラブ利用者	
片上児童クラブ	片上児童クラブの利用者	
吉川児童クラブ	吉川児童クラブの利用者	
豊児童クラブ	豊児童クラブの利用者	
北中山児童クラブ	北中山児童クラブの利用者	
河和田児童クラブ	河和田児童クラブの利用者	

【開所時間の例外】

- (1) 職員研修等により、開所時間を変更する場合があります（事前にお知らせします）。
- (2) 入学式、始業式、終業式、卒業式、保護者会、就学前健診、新1年生の4月中の給食のない期間については午前11時から開きます。それ以外の下校時間が早い日に関しては原則、対応しません。

4 活動内容

- (1) スタッフの指導のもと、自主的な遊びを中心とした活動を行います。
- (2) 宿題や自主学習ができる環境を提供します。※スタッフによる学習等の指導は行いません。

5 保育料 月額 **3,000円**

支払方法：原則、口座振替とします（詳細は入所決定通知時に案内）。

6 入所要件

以下の全てを満たすことを要件とします。

- ① 保護者等が就労などの理由により、児童が日常的に放課後保育を受けられないこと
- ② 65歳未満の保護者等全員が、平日の午後2時30分以降に保育ができないこと

保護者等とは

児童と同居（同一敷地内の別世帯を含む）する父母および祖父母のこと

※出産予定日の6週間前～出産後8週間に関しては、就労をしていなくても保育ができないものとみなします。

【注意点】

- (1) 定員を超えた場合、**低学年の児童を優先**します。きょうだいで申し込んでも、年少児童のみの受け入れとなることもあります。また、希望とは異なる児童クラブへの異動をお願いすることがあります。
- (2) 学童保育をどうしても利用しないといけない人のためにも、**祖父母等の協力が得られる場合、入会をご遠慮ください。**
- (3) 市内にある児童館・児童センターでは自由来館を実施しています。学校から一度帰宅できる児童は自由来館をご利用ください（学童保育は学校から直接会場に向かいます）。

7 提出書類

- (1) 令和6年度 学童保育申込書
- (2) 保育ができない理由の証明書 (**児童と同居する65歳未満の保護者等全員分が必要です**)

就労の場合	就労証明書(学童保育用) ※市指定様式
疾病の場合	疾病証明書 ※市指定様式
妊娠・出産の場合	出産予定日が分かるものの写し(母子手帳等)
就学の場合	在学証明書 ※様式任意

※申込書等は各学童保育の会場に設置するほか、市ホームページからダウンロードできます。

※兄弟姉妹で申し込む場合の必要部数は(1)は申し込む人数分、(2)は1部です。

8 申込期限 1月19日(金) ※期限厳守

9 提出先 希望する学童保育実施会場

※鯖江東児童クラブ希望者は新横江児童センターへ提出願います。
※石田児童センター希望者は子育て支援課へ提出願います。

10 学童保育を利用するにあたっての同意事項

下記の全てについて同意した上で、申し込みをしてください。

- (1) 午後6時までに必ず保護者によるお迎えをお願いします。どうしてもお迎えが遅れるときは必ず実施会場に連絡してください。
- (2) 実施会場までの行き帰り、学童保育外での事故に関して、学童保育は一切の責を負いません。
- (3) 欠席するときは、必ず保護者から実施会場に連絡してください。
- (4) 保護者から児童に施設から出ないよう指導をお願いします。
- (5) 原則、おやつは配布しません。
- (6) 学童保育の活動中に発熱やけがで体調をくずした場合など保護者に緊急の連絡する場合があります。速やかに迎えにきてください。
- (7) 体温が37度以上ある時や体調が優れない場合、学童保育の利用を控えてください。
- (8) 保育期間中に児童の故意または重大な過失によって建物、備品等を破損した場合、修繕等に係る費用を負担していただくことがあります。
- (9) インフルエンザ等の感染で学校閉鎖になった場合、学童保育は休所します。学年・学級閉鎖の場合、当該学年・学級の児童についてお休みしていただきます。
- (10) 台風や大雪等の自然災害で学校が臨時休校となった場合、児童の安全確保のために家庭での保育をお願いします。
- (11) 引っ越しなどの特別な事情がない限り、年度途中での会場の変更はできません。
- (12) 下記の場合、退会していただくことがあります。その場合でも退会月までの保育料は支払わなければいけません。
 - ①申込書の内容に疑義または事実と違うことが認められる場合
 - ②児童がスタッフの指示に従わないなど集団生活に適さないと認められる場合
- (13) 保育料は学童の運営費の一部を負担していただくものであり、学童保育に在籍していることで発生します。休会または退会などで保育料の免除を希望される場合、休会・退会される月の3日までに届出を提出してください。提出がないと利用がなくても保育料は発生します。

問合せ先 鯖江市子育て支援課 TEL 53-2224 (直通)

児童センターの自由来館について

市内には15の児童センターがあります。
各館では自由来館を行っており、スタッフがいろいろな遊び、クラフトなどを通して子どもたちが健やかに育つよう努めています。

児童センター名	所在地	児童センター名	所在地
本町児童センター	本町4丁目6-16	鳥羽中児童センター	神明町4丁目7-55
舟津児童センター	舟津町4丁目6-16	神中児童センター	神中町3丁目5-31
小黒町児童センター	小黒町1丁目1-18	曲木児童センター	中野町54-30-1
有定児童センター	有定町2丁目8-21	石田児童センター	石田下町17-11
柳町児童センター	柳町2丁目1-8	平井児童センター	平井町27-9-5
長泉寺児童センター	長泉寺町2丁目3-11	戸口児童センター	戸口町15-18-3
新横江児童センター	定次町108	東部児童センター	別司町21-17
水落児童館	水落町1丁目8-22		

開館時間 13時～18時

※状況に応じて退館時間を早める場合があります。

休館日 日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)、お盆の期間(8月14日～8月16日)

※上記のほか、臨時休館とする場合があります。

利用料 無料

受付 入館時に名簿に名前と緊急連絡先を記入していただきます。

その他

- ・**学童保育と異なり、学校から直接児童センターに向かうことはできません。**家にランドセル等を置いてからの来館となります。
- ・保護者の責任において児童のみの入館・退館ができます。
- ・事前予約等は必要ありません。また、利用時間内であれば、入館・退館時間は自由です。
- ・会場までの行き帰り、施設外での事故に関して、一切の責を負いません。
- ・**学童保育の児童を優先するので、人数によっては利用をお断りする場合があります。**
- ・児童の故意または重大な過失によって建物、備品等を破損した場合、修繕等に係る費用を保護者に負担していただくことがあります。

新型コロナウイルス等の感染の状況によって、自由来館の中止や制限を設ける場合があります。